

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律
案に対する修正案要綱

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正の修正 (第十三条関係)
地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援に係る改正規定を削ること。

二 地域における病床の機能の分化及び連携の推進の在り方等に係る検討規定の追加

(附則新第二条第一項及び第二項関係)

1 政府は、速やかに、地域医療構想について、新型コロナウイルス感染症のまん延又はそのおそれにより生じた医療提供体制に係る課題を十分に踏まえた見直しが適切に行われるよう、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、1の検討と併せて、地域において必要となる介護等の提供の体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 地域における良質かつ適切な医療を提供する体制の確保に関する検討規定の追加

(附則新第二条第三項関係)

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延又はそのおそれにより生じた医療提供体制に係る課題をも十分に踏まえ、地域の医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携、医師の地域間及び診療科間の偏在の是正等に係る調整の在り方、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるとき等における医療提供施設に対する財政上の支援及び医療従事者の適切な処遇の確保の在り方その他地域における良質かつ適切な医療を提供する体制の確保に関し必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 医療提供施設に対する財政上の支援に係る規定の追加

(附則新第二条第五項関係)

政府は、速やかに、令和二年二月以後の医療提供施設の経営状況について調査し、その結果に基づいて医療提供施設に対する財政上の支援のために必要な措置を講ずるものとする。

五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。